

施設等利用給付(償還払い) について

【認可保育所】向け

▼一時預かり事業(一般型)を実施している施設が対象

初版作成 令和元年9月

最新改版 令和5年9月



札幌市子ども未来局子育て支援部保育推進課

施設等利用給付(償還払い)とは①

Point!

施設等利用給付認定(新2号・新3号)^(※1)を受けた保護者が、認可外保育施設等(一時預かりを含む)や預かり保育の利用料の一部^(※2)を、償還払い^(※3)方式により給付を受ける制度です。

※1 施設等利用給付認定

認可保育施設以外の施設やサービス(一時預かりを含む)を利用した際の費用について、給付を受けるための制度です。年齢に応じ、以下の認定区分があります。いずれの場合も、**2号・3号認定を受けて認可保育施設に通園していないことが前提**となります。

認定区分	クラス年齢	対象となる条件
新2号	3～5歳児	保育の必要性がある
新3号	0～2歳児 (満3歳を含む)	保育の必要性がある + 非課税世帯

施設等利用給付(償還払い)とは②

Point!

施設等利用給付認定(新2号・新3号)^(※1)を受けた保護者が、認可外保育施設等(一時預かりを含む)や預かり保育の利用料の一部^(※2)を、償還払い^(※3)方式により給付を受ける制度です。

※2 対象となる費用(利用料の一部)

一時預かり利用料のみが対象であり、食材料費や行事参加費等は対象外です。食材料費(おやつ代等)を含めて利用料を設定している場合、【一時預かりの利用料】と【その他の費用】を分けて設定してください。後述する様式(提供証明書・領収証兼請求書)上も、分けて記載する必要があります。

※3 償還払い

保護者が施設に支払った利用料の一部を、保護者からの請求に基づき、市から保護者へ直接支給する仕組みです。

▼補助される額には上限があります。(新2号:37,000円、新3号:42,000円)

▼保護者が市へ請求する際、施設利用を証明する様式(後述)が必要です。

認定から支給までの流れ

タイミング	施設	保護者	札幌市 ※子ども・子育て支援事務センター
利用前		認定申請書提出	申請書受理・認定
利用	サービス提供 (一時預かり実施)	利用申込 利用料支払	
利用後	様式※1の発行	様式を受領 (請求書部分への記載)	
利用翌月 15日まで		様式の提出	様式受理・審査
支給日※2			支給(口座振込)

※1 提供証明書・領収証兼請求書

※2 請求書受理後に迎える2・5・8・11月のいずれか早い月の26日

Point!

- ▼保護者はサービス利用前に認定(施設等利用給付認定)を受けることが必要
- ▼保護者が給付を受けるために、施設は様式の発行(所定欄への記載)が必要

提供証明書・領収証兼請求書

様式2 特定子ども・子育て支援提供証明書・領収証兼施設等利用費請求書(認可外保育施設等)

提供証明書兼領収証 (一時預かり・認可外保育施設等)

保護者 (認定保護者) フリガナ 氏名	フリガナ 氏名	利用した 児童 (認定子ども)	フリガナ 氏名
------------------------------	------------	-----------------------	------------

提供内容並びに領収額及びその費用の内訳

特定子ども・子育て支援の内容 (注) □にレを記入	提供年月	提供期間	利用料 無償化対象※1	特定費用 無償化対象外※2	施設自由 記載欄
<input type="checkbox"/> 認可外保育施設	(令和) 年 月 日	日 ~ 日	円	円	
<input type="checkbox"/> 一時預かり事業					
<input type="checkbox"/> 病児・病後児保育事業					

○標準的な利用時間(提供時間帯)は、札幌市に届出た確認申請書のとおり。(異なる場合は施設自由記載欄に記入)
 ※1 利用料は無償化の対象となる利用料(特定子ども・子育て支援利用料)の額。利用料の設定が月単位を超える(四半期等)場合
 当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)
 ※2 日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等、無償化の対象とならない費用の額

施設記載欄

施設・事業所の
代表者職氏名

・ 様式は札幌市公式HPからダウンロード可能

- 「施設等利用費」で検索
- 使用するのは「様式2-1」



・ 赤枠内に記載が必要

- 利用、利用料を領収した事実、利用料額を証明するため

・ 「保護者」欄

- 「施設等利用給付認定通知書」記載の「認定保護者」名義で発行する必要があります。
- 認定を受けていない保護者に発行しないようご注意ください(遡って認定は受けられません)

※以下、請求者(認定保護者)記入欄 ※本書類は返却いたしません。切り取らず、そのままご記入ください。

(宛先) 札幌市長 施設等利用費請求書(一時預かり・認可外保育施設等)

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用料の給付について、下記の通り請求しますので、別紙申請書(施設等利用給付認定通知書)の発行を求めます。

- 申請者と認定子どもが、札幌市内に居住していることを札幌市が住民基本台帳で確認すること。
- 実際に利用していることや、利用料の支払い状況を札幌市が対象施設や保護者に確認すること。
- 課税状況を札幌市が確認すること。

請求日 令和 年 月 日

1. 請求する保護者(認定保護者)

フリガナ	生年月日	年 月 日
氏名	現住所	
	日中連絡のつきやすい電話番号	【父・母・その他()】

2. 利用した児童(認定子ども)

フリガナ	認定番号
氏名	生年月日
	年 月 日

3. 保護者記載欄
(記載内容について保護者が責任を持つ欄)

請求額 円

※100円未満の端数は切り捨て、1000円未満の場合は1000円未満の整数で表示。
 ※認定の場合は16,300円です。

4. 領収証の枚数 (本紙は含みません)

※月に複数施設を利用した場合、請求書部分を都度記載する手順を省略するため、同月の他の「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証」(様式2-1)と併せて提出してください。また、施設等利用料の給付を請求する場合は「施設等利用給付認定通知書」を提出してください。また、「施設活動報告書」を提出してください。札幌市子ども緊急サポートネットワークを利用した場合は「施設活動の報告」又は「病児保育の報告書」を添付してください。

「初めて請求・振込口座を変更」する方は別紙「振込口座申出書」もご提出ください。

よくある質問①

No.	質問	回答
1	他市町村から通っている児童から様式の発行を依頼された場合、どうすればよいか。	他市町村で認定を受けている児童の場合、その市町村に対し、市町村指定の様式の有無及び請求書の提出先をご確認ください。法律による様式の定めはありませんので、市町村から指定がなければ、札幌市様式の使用も可能と考えられます。
2	認可保育所等を利用していなければ、誰でも一時預かり(一般型)が償還払いの対象となるのか。	幼稚園(部)に在園している場合、原則として預かり保育のみが償還払いの対象となるため、一時預かり(一般型)は対象となりません。
3	償還払いの対象かどうか分からないという保護者から様式の発行依頼を受けたが、発行してよいのか。	保護者に認定通知書を確認するよう促し、それでも不明であれば居住区の保健センターに確認するよう伝えてください。 ※様式発行の際、認定保護者名の確認が必要です。
4	企業主導型保育所に通う児童が利用しても、償還払いの対象となるのか。	企業主導型保育所を利用する児童は、償還払いの対象とはなりません。 ※前提となる施設等利用給付認定を受けられません。

よくある質問②

No.	質問	回答
5	請求書を提出したら、いつ支給されるのか。	支給は年4回(2・5・8・11月の26日)の3か月ごと、支給前月15日まで届いた請求書が対象です。 【例:一時預かりを4月から毎月利用】 4~6月分の請求書を7/15まで市で受理 ⇒8/26に4~6月分を支給(以降3か月ごと)
6	様式の施設印は園の印鑑でなければならないか。	園の印鑑又は代表者の印鑑のどちらでも構いませんが、後者の場合は事業所名及び代表者氏名の両方がわかるようにご記載ください。
7	施設印は必須か。	必ず押印をお願いいたします。
8	利用料が上限額を超えているが、そのまま実際の利用料額を記載してよいのか。	様式上側(施設記載欄)の「利用料」については、実際の利用料額をご記載ください。ただし、保護者が請求できる金額は、先のスライドで説明した上限額までとなります。
9	誤記はどのように訂正すればよいのか。	二重線で見え消しとし、施設印として押印したものと同一印を訂正印としてください。

お問い合わせ先

本制度の一般的な内容や様式への記載の仕方等につきましては、下記センターまでお問い合わせください。

札幌市子ども・子育て支援事務センター

- 連絡先 **011-211-2626**
- 住所 〒060-0007
札幌市中央区北7条西13丁目9-1
塚本ビル7号館7階
- 受付時間 9:00～17:30(土・日・祝及び12/29～1/3を除く)
- 受託者名 パーソルテンプスタッフ株式会社

※**郵送受付のみ**(事務センターはセキュリティ等の関係からスタッフ以外の入室を禁止しております。申請書等の持参はご遠慮ください)

ご清聴ありがとうございました